

《 東日本大震災 被災者の復興支援に関する各種支援制度一覧表 》

◆住まい（住宅）に関する支援制度

平成 23 年 5 月 27 日現在

ケーススタディ	支援制度の名称	支援の種類	支援内容	対象者	問合せ先
住宅を建替えると 2重ローンに なってしまう	—	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●震災により、住宅を建替えることで生じる二重ローン問題については、公的 制度はまだ整っていないのが現状です。 金融庁は各金融機関に対して、返済猶予や金利の減免など返済条件の変更には積極的 に応じるよう求めています。最終的には各金融機関の経営判断によるため、一律の取 り決めはありません。 ●政府としては、官民共同出資のファンドを設立し、金融機関から一括して被災者 のローンを買い取るなどし、返済額を軽減することを検討しています。 しかし、住宅は、個々で異なる条件で購入（例えば、ローンを組んで家を購入した 方もいれば、現金一括で購入した方もいる）されているため、ローンを組んだ 方に絞った支援策では公平性を欠くこととなります。包括的な支援策を策定する 必要があるため、その策定には時間がかかることが予想されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた方 が対象です。 	住宅ローンの 取引先金融機関 及び 市町村
液状化により 住宅が傾いてしまった	—	認定範囲 の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●政府は、東日本大震災による液状化現象について、その認定範囲を拡大する ことを発表しています。 従来の判定基準である、基礎と柱の傾きが1/20（約2.9°）以上の『全壊』 に加え、新たに1/60（約1°）以上を『大規模半壊』、1/100（約0.6°）以 上を『半壊』とするよう、救済の範囲が拡大されました。 これにより、下記の「被災者生活再建支援制度」を始めとする、各種支援策 を受けることができる範囲が拡大しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災による液状化現象により、住宅が傾いた方が対象です。 	市町村
住宅を建替え・修理、 移転したい	被災者生活 再建支援制度	給付	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し て「50万円～200万円」の支援金を支給します。 ●東日本大震災について、以下の運用緩和を行なっています。 ・長期避難エリアを設定し、その居住地域に住む者について、り災証明書取得を不要化 ・り災証明書の代わりに、全壊であることが確認できる写真の添付で可 ・住民票の提出に代えて、本人の申告のみでも可 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた方が対象です。 ●東日本大震災については、以下の地域が対象です。 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県栄村、 新潟県十日町市・津南町 ●被災時に現に居住していた世帯が対象となるため、空家、別荘、他人に貸し ている物件などは対象になりません。 	都道府県、市町村
	災害復興住宅融資 （建設）	融資	<ul style="list-style-type: none"> ●自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立 行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅 の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡ （3.9坪）以上175㎡（52.9坪）以下の住宅です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基 準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設 定すると返済期間を延長することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した 旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。（住宅が「大規模半壊」 又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす 場合は、対象となります。） 	取扱い金融機関 又は 住宅金融支援機構
	災害復興住宅融資 （新築購入、 リ・ユース購入）	融資	<ul style="list-style-type: none"> ●自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政 法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者 が、新築住宅、リ・ユース住宅（※）を購入する場合に受けられる融資です。 （※）住宅金融支援機構が「中古住宅」を言い換えた新しい呼び名。住宅金融支援機構 が取扱う商品にも、本名称が用いられている。 ●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（15.1 坪）（マンションの場合40㎡；12.1坪）以上175㎡（52.9坪）以下の住宅で、一 戸建ての場合は敷地面積が100㎡（30.2坪）以上であることが必要です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基 準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設 定すると返済期間を延長することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご自分が居住するために住宅を購入される方であって、住宅が「全壊」した 旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。（住宅が「大規模半壊」 又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満 たす方は、対象となります。） 	取扱い金融機関 又は 住宅金融支援機構
災害復興住宅融資 （補修）	融資	<ul style="list-style-type: none"> ●自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立 行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅 の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基 準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（ただし、 返済期間は延長できません）。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ご自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を 受け、「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。 	取扱い金融機関 又は 住宅金融支援機構	

ケーススタディ	支援制度の名称	支援の種類	支援内容	対象者	問合せ先
住宅を建替え・修理、移転したい	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●支援の内容の概要は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ①返済金の払込みの据置：1～3年間 ②据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減 ③返済期間の延長：1～3年 ●支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかに該当する事業者が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ①商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 ②融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ③債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 	取扱い金融機関 又は 住宅金融支援機構
	生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）	融資	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が対象です。 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外になります。 	都道府県、市町村、 社会福祉協議会
	母子寡婦福祉資金の住宅資金	貸付	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦（夫と死別し再婚していない者）世帯が対象です。 	都道府県・市（福祉事務所設置町村含む。）の福祉事務所
	公営住宅への入居	現物支給	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 ●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 ②同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方 ③入居収入基準：21万4千円以下（災害発生日から3年を経過した後は15万8千円） ●一定の戸数以上の住宅が滅失した地域において自らの住宅を失った者等については、同居親族要件、入居収入基準はありません。 	都道府県、市町村
	特定優良賃貸住宅等への入居	現物支給	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（48万7千円以下の範囲で当該都道府県知事が定める所得のある者に限ります。）。 	都道府県、市町村
	住宅の応急修理	現物支給	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。 ●修理限度額は1世帯あたり52万円です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ①災害により住宅が半壊又は半焼した方 ②応急仮設住宅等に入居していない方 ③修理した住宅での生活が可能となると見込まれる方 ④自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません）。 ●県、又は市町村が建設（仮設住宅）、借上げた住宅に入居できます。 	都道府県、災害救助法が適用された市町村
	災害復興宅地融資	融資	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災により、住宅に被害がなく、宅地のみ被害を受けた宅地の所有者が、その宅地を補修する場合に受けられる融資です。（災害復興住宅融資との併用はできません。） 	<ul style="list-style-type: none"> ●東日本大震災により宅地が被害を受けたことを証する地方公共団体の証明書の発行を受けた方が対象です。 	取扱い金融機関 又は 住宅金融支援機構
	宅地防災工事資金融資	融資	<ul style="list-style-type: none"> ●災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出されます。 ●改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方が対象です。 	取扱い金融機関 又は 住宅金融支援機構
地すべり等関連住宅融資	融資	<ul style="list-style-type: none"> ●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資します。 ●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に「①地すべり関連住宅」と「②土砂災害関連住宅」の2つがあります。 <ul style="list-style-type: none"> 「①地すべり関連住宅」は、地すべり等防止法の規定により移転、除却される家屋。 「②土砂災害関連住宅」は土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転、除去される家屋をいいます。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。 	住宅金融支援機構	

◆生活面に関する支援制度

ケーススタディ	支援制度の名称	支援の種類	支援内容	対象者	問合せ先
世帯主等が死亡し 経済基盤を失った	災害弔慰金	給付	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：500万円以下を支給 ・その他の者が死亡した場合：250万円以下を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方）のご遺族です。 ●支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。 	市町村
負傷や疾病による 障害が出た	災害障害見舞金	給付	<ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は、次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円以下を支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円以下を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により「両眼を失明した」、「両上肢をひじ関節以上で失った」等の重い障害を受けた方です。 	市町村
当面の生活資金や 生活再建の資金が必要	災害援護資金	貸付	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流出 ※所得制限あり 	市町村
	生活福祉資金制度 による貸付	融資	<ul style="list-style-type: none"> ●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得世帯、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外 ●緊急小口資金の特例措置については、東日本大震災により被災した地域に住所を有している世帯が対象となります。なお、他の自治体に避難された方についても、避難先の社会福祉協議会において申し込みを受け付けております。 	都道府県、市町村、 社会福祉協議会
当面の生活資金や 生活再建の資金が必要	母子寡婦福祉資金 貸付金	貸付	<ul style="list-style-type: none"> ●母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。 ●事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> ①母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） ②母子福祉団体（法人） ③父母のいない児童（20歳未満） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> ①寡婦（かつて母子家庭の母であった方） ②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方 	都道府県・市（福祉事務所設置町村含む。）の福祉事務所
	厚生年金等担保貸付 、労災年金担保貸付等	融資	<ul style="list-style-type: none"> ●共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 	<ul style="list-style-type: none"> ●年金受給者の方が対象です。 	株式会社日本政策 金融公庫、独立 行政法人福祉医 療機構
	恩給担保貸付	融資	<ul style="list-style-type: none"> ●恩給を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 	<ul style="list-style-type: none"> ●恩給受給者の方が対象です。 	株式会社日本政策 金融公庫、沖縄振興 開発金融公庫
子どもの養育・就学を 支援してほしい	幼稚園への 就園奨励事業	給付	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減します。 ●幼児の保育料等や就園に関する経済的支援の弾力的な対応等について取組を促しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園に通う園児の保護者（避難をされている方も、この制度を活用することができます。） 	市町村、幼稚園
	特別支援学校等への 就学奨励事業	給付	<ul style="list-style-type: none"> ●被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯 	都道府県、 市町村、学校
	小・中学生の 就学援助措置	給付	<ul style="list-style-type: none"> ●被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされている方も、この制度を活用することができます。 	都道府県、 市町村、学校
	私立学校授業料等 減免事業	減免	<ul style="list-style-type: none"> ●震災により就学困難となった幼児児童生徒に、授業料など減免措置をおこなう私立学校に補助をおこなう都道府県に対し、国が補助します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●震災により授業料等の納付が困難となった私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の幼児児童生徒が対象です。 	都道府県、在籍する 各私立学校
	大学等授業料 減免措置	減免	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、授業料等の減額、免除を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。 	在籍する各大学等
	緊急採用奨学金	貸与	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒 	在籍する各学校 (奨学金担当窓口)
	国の教育ローン (災害特例措置)	融資	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた方に対して300万円を限度に教育ローン融資を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校、短期大学、大学・大学院、専修学校、各種学校、海外の高校、大学等に入在学する学生・生徒をもつ保護者であって、り災証明書等を受けている方 ●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり 	社日本政策金融公庫 国の教育ローン コールセンター

◆税金や社会保険に関する支援制度

ケーススタディ	支援制度の名称	支援の種類	支援内容	対象者	問合せ先
税金や保険料等の 支払猶予等をしてほしい	地方税の特別措置	減免、徴収の猶予等	<ul style="list-style-type: none"> ●地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができます。 ●徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。 ●期限の延長 災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、申告等の期限が延長されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。 ●地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なります。 	都道府県、市町村 (税務課など)
	国税の特別措置	軽減、猶予、延長	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。 ●予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請をすることにより、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、被災した日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、個別指定による場合と地域指定による場合とがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方でその年の所得や税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 	税務署
	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担(利用者負担)の減免・猶予等	減免、猶予	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険料や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）について、特例措置が講じられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。 	各医療保険者、市町村、医療機関、日本年金機構事務所
	放送受信料の免除	免除	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除されます。 ●免除にあたっては、NHKによる確認調査、または受信契約者からの届出により免除の対象者を確定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している方 ●東日本大震災については、以下のうち、災害救助法が適用された区域内の受信契約者が対象です。 ・青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県 	日本放送協会
	公共料金・使用料等の特別措置	減免	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。 ●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることとなります。 	都道府県、市町村、関係事業者
	許認可等の存続期間(有効期間)の延長	延長	<ul style="list-style-type: none"> ●特定非常災害特別措置法に基づき、災害が特定非常災害として政令で指定されることにより、一定の地域の方々を対象に、運転免許のような許認可等（災害発生日以後に満了するもの）について、政令で定める日を限度として、存続期間（有効期間）が延長されます。 ●満了日が延長される具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日は、告示により指定されます。 ●東日本大震災については、許認可等（平成23年3月11日以後に満了するもの）の存続期間（有効期間）が最長で平成23年8月31日まで延長されます（なお、特に必要な場合は、政令・告示により、更に延長されることもあり得ます。）。 		許認可等の更新手続を行なう担当窓口
	期限内に履行されなかった届出等の義務の一定期間の猶予	猶予	<ul style="list-style-type: none"> ●特定非常災害特別措置法に基づき、災害が特定非常災害として政令で指定されることにより、法令に基づく届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、政令で定める期限までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。 ●猶予の対象等、詳細については、法令に基づく届出等の担当窓口にお問い合わせが必要です。 ●東日本大震災については、上記の政令で定める期限は、平成23年6月30日です。（なお、特に必要な場合は、政令により、更に延長されることもあり得ます。） 		法令に基づく届出等の担当窓口

◆その他生活面に関する支援制度

ケーススタディ	支援制度の名称	支援の種類	支援内容	対象者	問合せ先
自力で生活を維持できない	生活保護	給付	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行なうものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行なう現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。 ●東日本大震災の被災者の方に対し、以下のような対応としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難先で生活に困窮された場合、避難先において保護の申請ができます。 ・被災者の方が保護を申請し、その方が家屋、自動車等の資産を残さざるを得ない場合等、特別な事情があれば、それらの資産は、当面、処分を猶予されるなど柔軟な取扱いを行なっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。 	都道府県、市町村
離職後の生活を支援して欲しい	未払賃金立替払制度	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払います。 ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6ヵ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払いの対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。 ●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が、 <ol style="list-style-type: none"> ① 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと ② 1年以上事業活動を行っていたこと ③ ア. 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと。この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ. 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと。この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行なって下さい。 (2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行なわれた日の6ヵ月前の日から2年の間に退職した者であること 	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構
一時的な離職時の生活を支援して欲しい	雇用保険の失業等給付	給付	<ul style="list-style-type: none"> ●災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない方や、一時的に離職を余儀なくされた方については、実際に離職していなくても、60～120日分の失業給付が受給できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により休業を余儀なくされた方、または一時的に離職を余儀なくされた方が対象です。 	公共職業安定所
法的トラブルの解決方法を知りたい	法的トラブル等に関する情報提供	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラスサポートダイヤル（0570-078374）等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度と適切な窓口を無料で案内します。 ●東日本大震災に際し、法テラスでは、法テラスサポートダイヤル等において、震災に起因する法的トラブルを抱えた方につき、上記同様に情報提供を行なっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●法的トラブルを抱えている方が対象です（利用に際して制限はありません）。 	法テラスサポートダイヤル等
	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度	扶助	<p>経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行ないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●弁護士又は司法書士による無料法律相談 ●裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用の立替え ●裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用の立替え ※震災に起因して生じることが想定される、相続問題、土地建物の所有権・賃貸借問題等についても、民事法律扶助が利用できます。 	<p>次の要件を満たしている場合に援助を受けることができます。 ※法律相談援助の場合は（1）と（3）、代理援助と書類作成援助の場合は（1）～（3）のいずれも満たす必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 資力が一定額以下であること 夫婦間の紛争の場合を除き、原則として配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。 ① 月収が一定額以下であること 配偶者に現金・預貯金がある場合は、夫婦間の紛争の場合を除き、加算した金額で判断します。 単身者 182,000円以下（200,200円以下） / 2人家族 251,000円以下（276,100円以下） 3人家族 272,000円以下（299,200円以下） / 4人家族 299,000円以下（328,900円以下） (2) 保有資産が一定額以下であること 現金、預貯金、有価証券、不動産などの保有資産の価値を合計して、次の基準を満たす必要があります。 単身者/180万円以下 2人家族/250万円以下 3人家族/270万円以下 4人家族/300万円以下 (3) 勝訴の見込みがないとはいえないこと 和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。 <p>(3) 民事法律扶助の趣旨に適すること 報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。</p>	法テラスサポートダイヤル等

ケーススタディ	支援制度の名称	支援の種類	支援内容	対象者	問合せ先
再就職を 支援して欲しい	職業訓練	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。 ●また、訓練期間中に生活費が支給される制度もあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●震災により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要、その職業を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たして、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。 	公共職業安定所
	職業転換給付金 (広域求職活動費、移 転費、訓練手当) の支給	給付	<ul style="list-style-type: none"> ●就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給されます。 <p>【広域求職活動費】 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）を支給。</p> <p>【移転費】 就職又は公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費実費、移転料、着後手当）を支給。</p> <p>【訓練手当】 ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本手当 日額3,530円～4,310円 ・受講手当 日額700円 通所手当 月額42,500円まで ・寄宿手当 月額10,700円 	<ul style="list-style-type: none"> ●中高年齢失業者等求職手帳をお持ちの方や、激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。 ●広域求職活動費及び移転費の対象者について 被災地域（東京都を除く災害救助法適用地域）の被災離職者、被災地域に所在する事業所から内定を取消された新卒者及び被災地域に居住する求職者の方が対象です。 ●訓練手当の対象者について 被災離職者及び被災地域に所在する事業所から内定を取消された新卒者の方が対象です。 	公共職業安定所 又は 都道府県労働局

【出典：内閣府「被災者支援に関する各種制度の概要（東日本大震災編）」（平成23年5月27日現在）】